



# 島根県報

平成19年 2 月 9 日 (金)

号外 第 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

## 監 査 委 員 公 表

### 島根県監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成19年 2 月 9 日

|         |         |
|---------|---------|
| 島根県監査委員 | 藤 山 勉   |
| 同       | 絲 原 徳 康 |
| 同       | 山 崎 悠 雄 |
| 同       | 谷 本 敏   |

平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置状況等

| 監 査 意 見  | 措 置 の 内 容  |
|--|--|
| <p>組織及び運営の合理化に資する意見</p> <p>1 島根県立中海水中貯木場特別会計</p> <p>(1) 水中貯木場の管理運営のあり方について<br/> 中海水中貯木場は公の施設として建設され、中海水中貯木場管理条例に基づき管理運営されている。<br/> 公の施設は、地方公共団体が広く住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設置するものであるが、公の施設である中海水中貯木場は、平成14年度以降利用企業が1社だけとなり、公の施設として管理運営する必要性は乏しくなっている。<br/> ついては、中海水中貯木場の管理運営のあり方について、廃止を含め抜本的な見直しを検討されたい。</p> | <p>1<br/> (林業課)</p> <p>(1) 中海水中貯木場の利用企業は現在1社となっており、県が公の施設として管理運営するには好ましい状況ではないことから、廃止も考慮しつつ、適切な時期に現在の状態を解消する方向で利用企業等と協議を行い、検討を進めることとしたい。<br/> なお当面は、利用状況を勘案しつつ、貯木場の規模を縮小して管理運営費を最小限に抑制することとする。</p> |
| <p>(2) 特別会計の運営について<br/> 当面、本特別会計の適切な運営を行うため、次の措置を講じられたい。<br/> 管理費の縮減について<br/> 水中貯木場の利用率は近年急激に低下し、今後も15%程度で推移すると予測されており、使用料収入の増加は期待できない状況である。<br/> 一方、施設は耐用年数の25年が経過して老朽化が著しく、今後、維持管理費が増加することが懸念される。<br/> ついては、水中貯木場の利用面積を縮小するなど、効率的な管理のあり方を検討して、維持管理費の縮減を図られたい。</p>  | <p>(2)<br/> 貯木場の利用率の現状を鑑み、効率的に管理を行うため、今後利用実態に合わせて貯木場としての利用面積を縮小し、維持管理費を最小限に抑えることとする。</p>   |
| <p>拠出金の取扱いについて<br/> 拠出金の取扱方針が定められないままに、平成4年度から一般会計へ繰出しされている。<br/> 一方、収支不足が生じた場合には、繰入金や借入金で充当されている。<br/> ついては、繰出金の取扱方針を明確にされたい。<br/> また、不測の事態に備え予備費の計上について検討されたい。</p>   | <p>今まで、一般会計との間の繰入金・繰出金は、当該年度の予算編成においてその都度決定していたが、今後の収支差額の剰余金の取扱いについては、来年度当初予算編成の中で検討していく。</p>  |
| <p>人件費の負担区分について<br/> 特別会計の業務に従事する県職員の人件費については、一般会計の負担とされているが、本特別会計は独立採算制を原則としていることから、特別会計の負担とするよう見直しを検討されたい。</p>   | <p>貯木場に係る業務は1人役に満たないことから、全額一般会計負担としてきたが、今後の負担ルールについて、来年度当初予算編成の中で検討していく。</p>   |
| <p>2 島根県臨港地域整備特別会計</p>   | <p>2</p>   |

## (1) 港湾整備事業について

## 特別会計事業の収支改善について

本特別会計は、港湾施設の老朽化により維持管理費の増加が懸念される一方で、長期的に安定した使用料収入が見込めないなど厳しい収支状況となっている。

特別会計は独立採算制を原則として運営されるものであり、港湾整備事業を一層、効率的、効果的に行うために、的確な歳入の確保及び歳出の削減に向けた数値目標を設定し、収支改善に取り組まれない。

## 事業計画と実績との比較検討について

本特別会計においては、各港湾の事業別の実績が把握されておらず、事業計画と実績との比較検討も行われていない。

機能債事業で整備した施設の利用促進や臨海債事業に係る未売却用地の処分の促進を図る上で、事業計画と実績とを比較し、差異の要因分析、課題の抽出、対応策の検討を行われたい。

## 臨海債事業による造成用地の売却等の促進について

## ア 工業用地の売却促進について

特別会計の健全経営を図る上から、工業用地として造成した土地について関係業界、地元市町村等との連携を図るとともに、商工労働部と一体となり、セールス活動を一層強化し、売却を促進されたい。

また、売却方法の多様化についても検討されたい。

## イ 臨海工業団地事業用定期借地制度について

県では、平成15年度に「臨海工業団地事業用定期借地制度取扱要領」を制定し、未分譲地の有効活用を図ることとしている。

定期借地制度は、造成用地の売却が実質的に困難な場合における有効な土地の活用策であると考えられるが、買取条件なしに長期間にわたり貸付けをすることは、造成コストの回収に支障を及ぼす場合も考えられる。

このため、定期借地制度の運用に当たっては、土地の流動性等需要実態に応じ、定期借地制度の積極的な活用がふさわしい部分を計画的に精査選別されたい。

## (港湾空港課)

## (1)

臨港特別会計では、現状、対象港湾を一括りにして収支等を扱っているため、個々の港湾や施設ごとの状況把握が出来ず、目標を立てることが難しいため、今後、各港湾ごとの管理台帳を整備し、利用実績や整備状況を把握、収支改善のための歳入の確保、歳出の削減に向けた数値目標が立てられるようにしたい。

各港湾ごと管理台帳を整備し、事業計画と実績の比較検討が行なえるようにする。

利用促進については、港湾施設使用料の減免措置を誘引に施設全体での利用率アップに結び付けたい。

未売却用地については、商工労働部と連携をとり売却対策を講ずる。

ア 平成17年度には大阪、東京、18年度では広島、東京で開催された商工労働部や民間の振興団体の企業誘致会やポートセールスに参加し、港湾を取り巻く最新の情報を提供した。今後とも、各機関と連携を保ちながらニーズを掘り起こし、売却促進を図りたい。

イ 臨港特会では、定期借地制度を導入するにあたっては、造成費の資金回収が出来るよう買取条件を付した定期借地契約を採用することとしており、平成17年度には浜田港新福井地区で買取条件付きの借地契約を1件締結した。

未売却地の売却促進にあたっては、土地の規模や使用用途などを考慮しながら、この制度の有効的活用を図りたい。

|   |  |
|---|--|
| <p>機能債事業による港湾施設の利用促進と効率的な管理運営について</p> <p>機能債事業で整備した各港湾施設について、今後一層の利用率の向上を図りたい。</p> <p>しかしながら、利用率が低下し採算性が低く、今後とも利用の改善が見込めない施設については、港湾機能に支障を及ぼさない範囲内で積極的に売却処分を検討されたい。</p> <p>また、施設の効率的、効果的な管理運営を図るために、指定管理者制度の導入について検討されたい。</p> | <p>利用率については、利用促進のためのセールスの強化、国際定期コンテナ航路の利用促進対策の継続により一層の向上に努める。</p> <p>また、港湾施設の売却についても、現在、港湾施設を利用する業者で買取りなどを希望する者があれば、施設の売却も検討する。</p> <p>指定管理者制度については、七類港における管理業務委託を可否も含め、今後検討していく。</p>  |
| <p>公債費の繰上償還について</p> <p>平成16年度末における起債の未償還額は、6,312,863千円と依然として多額の債務が残っている。</p> <p>特別会計の健全な運営のため、高利率部分の繰上償還を検討されたい。</p>  | <p>平成19年度地方債計画（案）において、既往の高金利債等に係る政府資金の公債費負担対策の拡充を図ることとされていることから、今後はこの動向を見極めつつ、高金利負担軽減に向けた対応の可否について適切に判断していきたい。</p>   |
| <p>施設管理台帳の整備について</p> <p>港湾施設の効率的、効果的な維持管理を行うために、各港湾施設について、毎年度の維持修繕費、耐用年数、使用料収入状況等の諸元を記載できる適切な施設管理台帳の整備を検討されたい。</p>  | <p>現在、各県土整備事務所において各港湾ごとに施設の台帳整備を行っており、今年度中には完成する予定である。</p>   |
| <p>(2) 漁港整備事業について</p> <p>管理運営コストの適切な算定について</p> <p>現行では、借入金に係る利息分や特別会計に従事している県職員の人件費が全く特別会計の経費として算定されていない。</p> <p>本特別会計が独立採算制を原則としていることを踏まえて、これらを経費として算定することについて検討されたい。</p>  | <p>(漁港漁場整備課)</p> <p>(2)</p> <p>一般会計借入金の利子については、特別会計の経費として算定していなかったが、財政課との協議の結果、一般会計返還金の中に計上し、売却収入をもって借入金と併せて一般会計へ償還する予定である。</p> <p>また、人件費については、特別会計において計上していないが、当該事業に携わる職員がいることから、造成工事費（事務費）の中に人件費相当額を織り込み、売却価格に含める予定である。</p> <p>今後、特別会計により事業を実施する場合は、これらの経費の算定について適切な処理を行う。</p> |
| <p>繰入金及び借入金について</p> <p>漁港整備事業に係る民有地の買い上げの財源として、繰入金や借入金に係る具体的な取扱いの定めがないままに、平成7年度及び平成11年度では、繰入金が充当されていたが、平成15年度では借入金が充当されていた。</p> <p>港湾整備事業では財源充当ルールが定められているが、漁港整備事業では、財源充当の考え方が不明確であるので、漁港整備事業に係る繰入金及び借入金の考え方を明確にされたい。</p>     | <p>繰入金と借入金について、明確な財源充当ルールを定めていなかったが、共に性格的には借入金であり、財政課と協議の結果、繰入金を借入金と同様に扱い、利息分を含めて造成用地売却代金にて一般会計に返済する予定である。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>土地売却価格について</p> <p>通常、臨海債事業により造成した土地の売却価格の算定方式には、造成原価方式によるものと取引事例比較方式によるものがあり、港湾整備事業による造成用地の売却に当たっては、単に造成原価とせず、取引事例価格を考慮して総合的に評価を行うこととされている。</p> <p>現在、漁港整備事業による造成用地の売却に当たっては、造成原価方式に基づく考え方であるが、今後、平成19年度に浜田市へ造成用地を一括売却するに際しては、取引事例価格等を考慮した売却価格とすることについて検討されたい。</p>   | <p>当該造成用地を含む瀬戸ヶ島地区については、浜田市からの整備促進要望を受け整備しており、また、当該造成用地については、造成後市に対し有償譲渡することの確約を受け、特別会計において造成した。</p> <p>造成原価方式と取引事例価格を検討した結果、港湾整備事業による造成用地の売却に当たっては、全国的に造成原価方式による売却事例が多いことや、地域の水産業振興のため早急に有効な利用を図る必要があることから、造成原価で市に売却するのが適当と考え、関係機関と協議の上、この考え方に基づいて設定した価格を市に提示している。</p> |
| <p>特別会計で整備した財産の管理運営について</p> <p>十六島漁港における特別会計で造成された漁港施設用地が、所管換の手續なしに一般会計の財産とされ、占用料も一般会計の収入とされていた。</p> <p>本特別会計で整備した財産の管理運営の考え方が不明確であるので、明確にされたい。</p>   | <p>十六島漁港については、財源とした地方債の償還を当該特別会計により行うこととしたため特別会計の所管とすべきであったが、所管換の手續なしに一般会計の財産とし、占用料も一般会計へ収入していた。</p> <p>本特別会計による起債の償還財源は一般会計から充当されていることや、現在のこの用地の管理運営の状況から、一般会計の財産として管理運営することが適当と考え、先般、一般会計へ所管換の手續を行った。</p> <p>今後は、当該特別会計において造成した用地については、当該特別会計の性質に即した管理運営を行う。</p>      |
| <p>3 島根県流域下水道特別会計</p> <p>(1) 汚泥処理について</p> <p>流域下水道の汚泥は、現在、コンポストやセメント原料としての有効利用のほか埋立処理されている。</p> <p>しかしながら、流入水量の増加に伴って汚泥の発生量が増加していく中、現在の処理方法である埋立処理については、事前に減量化するための焼却灰化に要する経費が多額であること、コンポスト化については、売却が進まず生産調整している状況にあること、セメント原料については、経済情勢の変化に影響されやすいことなどから、将来にわたって安定的な処理ができるかどうかは不確実である。</p> <p>については、今後増加する汚泥の処理を図るため、新技術の活用も視野に入れて、汚泥の安定的かつ効率的な処理方法を検討されたい。</p> <p>(2) 職員人件費について</p> | <p>3</p> <p>(下水道推進課)</p> <p>(1) 今後増加する汚泥の安定的、効率的な処理は流域下水道の運営上重要であると考えており、今年度より現在実施している処理手法の検証と汚泥の減量化及びバイオマス燃料化（新技術）等の新たな処理手法の検討を行っているところである。</p> <p>今後とも新技術を視野に入れながら安定的処理方法等について検討してまいりたい。</p> <p>(2) 流域下水道に係る人件費は、建設事業分と維持管理</p>                                       |

本特別会計は、独立採算制を原則としていることから、特別会計の業務に従事する下水道推進課職員の人件費については、特別会計の費用として経理し、処理区域内市町からの負担金を充当すべきであると思われるので、その取扱いについて検討されたい。

事業分に区分して経理している。

建設事業分では、繰出基準外の一般会計繰入金と事業事務費（建設事業に含まれ、事業を施行するために必要な間接的経費）を人件費の財源としている。

このうち事業事務費には、市町から徴収する建設負担金（建設事業費から国費を除いた額の1/2）が充てられているが、事業事務費の人件費については限度額いっぱいの額を計上しているため、これ以上人件費に負担金を充当することはできない。

維持管理事業分では、これまで下水道推進課職員分について維持管理負担金の対象としてこなかったが、特別会計予算、決算、維持管理負担金の改定等の管理業務に主として従事する職員 1 名分の人件費について、平成17年度より新たに維持管理負担金の対象としたところである。

今後とも、下水道推進課職員の業務について特別会計分と一般会計分との整理を行うこと等により、特別会計業務分の人件費について、市町負担金の対象費用とするよう検討を行ってまいりたい。

(3) 公債費について

平成16年度末現在、借入利率5%以上の起債の未償還額は5,084,133千円であり、全体の未償還額13,080,469千円の38.9%を占めている。

このため、県ではこれまで、国が特例的に認める借換債を利用してきているが、現在の制度では極めて高利率のものに限定されているので、より柔軟に借換債の利用ができるよう国へ制度改正を働きかけられたい。

また、繰上償還についても検討されたい。

(3) 借換債の制度緩和については、国の各関係省庁等への要望を行っている。

なお、借換債に係る高金利対策（特例措置）は平成17年度より認められており、平成17年度は適用利率 8%以上であったところ、平成18年度は7.3%以上と緩和が図られている。

総務省の平成19年度地方債計画（案）における公営企業借換債については、対平成18年度比100%増の4,000億円が盛り込まれており、次年度も更なる制度緩和（7.3%未満の利率が適用）がなされると見込まれるところである。

繰上げ償還については、元金に加え補償金（将来支払う予定であった利息相当額から繰上げ償還される資金の運用益相当分を控除した額）を支払わなければならないことから多額の資金を要する。この償還資金は、資本費の収入額で賄う必要があるが、資本費収入額は所要額に対して不足し、一般会計から借り入れている状況である。

このため、当面繰り上げ償還を行うことは困難である。

4 島根県営住宅特別会計

(1) 適正な収支計画の策定について

4

(建築住宅課)

(1) 収支シミュレーションには、可能な限り経過年数及

「収支シミュレーション」によれば、平成18年度以降の「住宅使用料」は、平成17年度の住宅使用料と同額を見込んでいる。

しかし、住宅使用料収入は、平成7年度～平成16年度の10年間で、357,837千円（年率2%程度の減）減少しており、この要因は、経過年数係数（建築時からの経過年数に応じて定められている数値）の逓減や入居者世帯の所得減に伴う収入区分の低段階への移行による家賃の低下などである。

今後、経過年数係数が逓減していくことや住宅戸数も減少していくことなどの減収要素を考慮すると、収支シミュレーションの住宅使用料収入は過大となっていると思われる。

については、住宅使用料収入を修正のうえ新たな収支計画を作成し、島根県営住宅ストック総合活用計画の実施の際に活用されたい。

(2) 収入超過者への対応について

県営住宅は、住宅に困窮する定額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としているにもかかわらず、平成16年度末における収入超過者が417世帯（入居者の8.6%）存在している。

一方で、約1,000世帯の待機者がいる中で、収入超過者が入居し続けることは、真に住宅に困窮するこれらの者から入居の機会を奪うことでもあり、収入超過者に対し県営住宅の趣旨を説明し、自主的な退去を積極的に求められたい。

(3) 督促手数料及び延滞金の徴収について

住宅使用料の滞納者に対しては、滞納整理事務を適切に執行するなど、滞納額の解消に向け鋭意努力されているものの、平成16年度末の滞納額は、84,351千円となっている。

納期内納付者との均衡や滞納への抑止効果を図るため、滞納者に対する督促手数料及び延滞金について、導入を検討されたい。

(4) 起債の繰上償還について

び住宅戸数の減少の影響を反映させている。

一方、収入区分の変動による影響については、的確に見込むことが困難であり、シミュレーションには反映させていない。

現在、国において公営住宅の入居収入基準及び家賃算定基準の見直しが行なわれており、その結果を踏まえ適切に収支計画の見直しを行なう予定である。

(2) 収入超過者のうち高額所得者に対しては、個別に事情聴取を行い、特別な事情のある者を除き、期限を定めて自主的退去の指導を行っている。

収入超過者の自主的退去を促進するため、平成19年度からより厳しい割増家賃が課されることとなった。

本年2月の家賃決定にあたり、その旨を収入超過者に通知するとともに、移転先として公共賃貸住宅の案内を行った。

今後も入居者向け広報紙等を活用し、公営住宅の制度趣旨と収入超過者の明渡努力義務について周知に努めたい。

(3) 新たに督促手数料及び延滞金を導入するためには、現在の電算システムの改正と債権管理の体制整備などの費用負担が生じるが、現在、本県においては納付指導員制度や電算システムの活用により家賃徴収率は全国都道府県の中でも高い実績を上げているところであり、督促手数料及び延滞金導入コストに見合う家賃収入の積み上げは期待できないと考えている。

また、全国都道府県においても導入事例はほとんどなく、本県においても督促手数料及び延滞金の導入はせず、引き続き現在の手法により家賃滞納への対応を実施していく考えである。

なお、家賃の納期内納付については、滞納者に対する訪問指導等やヒアリング等により、今後も適切に指導を行っていきたい。

(4) 繰上償還については、元金に加えて将来払う予定で

平成16年度末現在、借入利率5%以上の起債の未償還額は2,814,871千円であり、全体の未償還額10,777,940千円の26.1%を占めている。

県営住宅事業の運営の安定化を図るため、高利率部分の繰上償還について検討されたい。

あった利息相当額から繰上償還される資金の運用益相当分を控除した額を補償金額として支払わなければならないが、特別会計の収入では資金を確保することは困難である。

なお、平成19年度地方債計画(案)において、既往の高金利債等に係る政府資金の公債費負担対策の拡充を図ることとされていることから、今後はこの動向を見極めつつ、高金利負担軽減に向けた対応の可否について適切に判断していきたい。

(5) 県営住宅の事業主体変更について

県営住宅の管理については、公営住宅法等の改正により、指定管理者制度や管理代行制度が創設され、本県でも、平成18年度からこれらの制度の導入を予定している。

一方、県では、市町村合併の進展に伴い、県と市町村との新たなパートナーシップを築く必要があるため、住民の利便性が向上するものや市町村において一連の事務が完結するものなどについては、積極的に権限移譲を進めることとしている。

このような状況を踏まえ、県内の公営住宅事業においても、一元的管理によるサービスの向上や管理の効率化を図るため、県営住宅の事業主体変更を積極的に推進されたい。

(5) 公営住宅管理の一元化によるサービスの向上と管理の効率化を図るため、平成17年3月に矢上団地24戸及び口羽団地5戸を邑南町に、また、平成18年3月に上野団地6戸及び都賀行団地6戸を美郷町に事業主体変更した。

今後も関係市町村と協議を行い、市町村で受入が可能な団地について事業主体変更を進めたい。